

矢部宏治 談話社現代 新書 知らずにはいけた 隠された 米軍の構造

の正論」をアメリカに堂々とぶつけ、しかも了承させたイラクの外交官たちに大きな拍手を送りたいと思います。

しかし同時に私たち日本人は、深く反省もしなければなりません。

こうしたイラクの地位協定を読むと、私自身も以前はあまり抵抗がなかった、

「憲法9条にノーベル平和賞を」

などという耳触りのいい主張が、いかに現実からかけ離れたものであるかが一瞬で理解できるからです。なにしろ、その憲法9条のもとで私たち日本人は、世界一戦争をよくなる米軍に対して、

「国内に自由に基地を置く権利」と、

「そこから飛びたつて、自由に国境を越えて他国を攻撃する権利」を両方与えてしまっているのですから。

安保条約に「在日米軍」という概念はない

そしてもうひとつ。

旧安保条約・第1条が米軍に対して、「自由に基地を置く権利」だけでなく、「自由に

国境を越えて他国を攻撃する権利」も与えていることがわかると、いわゆる「在日米軍」という存在についても、日本国内から見ているだけではわからないそのダイナミックな本質が浮かび上がってくるのです。

そもそも意外なことですが、「在日米軍」などという言葉や概念は、安保条約や地位協定のなかには、いっさい存在しないのです。そうした条約や協定の対象となっていないのは、あくまで「日本国内にいるあいだの米軍」のことで、それは外務省自身ははっきり認めているのです（「日米地位協定の考え方 増補版」）。

簡単に説明すると、日本がこれまで安保条約や地位協定によって巨大な特権を与え続けてきたのは、

「日本の基地に駐留している米軍」

だけではなく、

「一時的に日本の基地に立ち寄った米軍」や、

「たんに日本の領空や領海を通過中の米軍」

など、すべての米軍に対してだった、ということなのです。

つまり、日本の防衛に一ミリも関係のない、百パーセント、アメリカの必要性だけで

行動している部隊に対しても、それが日本の領土や領空内に「存在」している限り、安保条約や地位協定によって大きな特権があたえられるということです。

その事実だけから考えてみても、日米安保の本質が「日本の防衛」などではなく、あくまでも、米軍による「日本の国土の軍事利用」にあることは明らかでしょう。

小田実の視点

そうした「国境のない日本」というイメージを、いまから半世紀も前に正確に捉えていたのが、作家の小田実^{おくだみのり}でした。

一九六三年、彼は「国境感覚マヒ」というテーマのエッセイを書いています。

朝鮮戦争以来、在日米軍の兵士にとって日本と韓国のあいだに国境などはなく、たった数時間で両国を行き来することも珍しくない。彼らにとって両者の違いは、日本が基地で、韓国が前線であることではない。それは軍人だけでなく、アメリカの政府関係者すべてがそうなのだ。

「〔日本に〕何か政府の用務を帯びて来る人たち（略）の眼には、たとえば日本と

南朝鮮（＝韓国）、台湾は切れ目なくつづき、そのうちのひとつとして日本という存在が見えて来ているのだろう。（略）実際、私が会った〔政府関係の〕アメリカ人のなかで、そうした日本と南朝鮮（また台湾）が別の国であるという感覚がマヒしているように見受けられる人が幾人かいた」

（『中央公論』一九六三年六月号「アメリカの作ったもう一つの日本」）

さすがに大ベストセラー『何でも見てやろう』（河出書房新社一九六一年）の著者であり、その後ベトナム反戦運動にも深く関わった小田実です。当時もいまも、一般にはまったく意識されていない「国境のない日本」という現実が、彼の眼にはよく見えていたでしょう。

「国内およびその周辺」とは

私は最近、たまたまこの小田のエッセイを読む機会があつたのですが、そのとき思わず「アッ！」と声をあげそうになりました。

というのは、数年前、先にふれた「米軍を日本国内およびその周辺に配備する」とい

う旧安保条約・第1条について調べていたときのことを思い出したのです。
 すでにご説明したとおり、これは明らかな「主権喪失条項」ですから、ほかに同じ内容の協定を結んでいる国は世界中どこにもないだろうと思っていたのですが、先のエッセイに出てくる韓国と台湾（中華民国）だけは、やはりアメリカとの間で「米軍を国内およびその周辺に配備する権利」を与えるという条約を結んでいたのです。

米韓相互防衛条約・第4条（一九五三年）
 「米軍を大韓民国の領域内およびその周辺に配備する権利を、韓国は認め、アメリカは受け入れる」（部分）

米華相互防衛条約・第7条（一九五四年）
 「米軍を台湾と澎湖諸島およびその周辺に配備する権利を、中華民国政府は認め、アメリカ政府は受け入れる」（部分）

アジアに残る冷戦構造とは、つまり米日韓の軍事的従属関係のこと

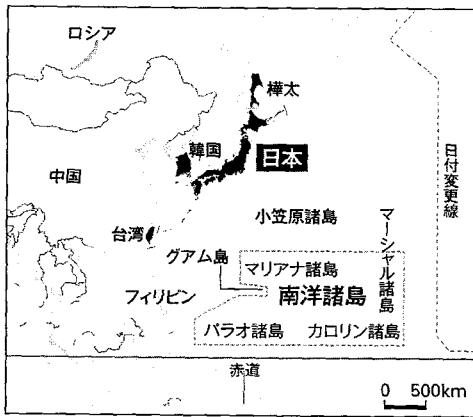


図12 国境を接する日本・韓国・台湾

日本、韓国、台湾という三カ国は、上の図のように、互いに国境（領海）を接しています。

そのどの国についても、アメリカが「国境を越えて軍を配備する権利」を持っていたということは、ロシア（当時ソ連）や中国に隣接するこの広大なユーラシア大陸の東岸地域（図の黒塗りの部分）が、米軍が何の制約もなく自由な軍事行動を行える「特権的な軍事行動エリア」だったことを意味しています。

台湾はその後、一九七九年に米中が国交を樹立したときにアメリカとの国交が断絶し、米華相互防衛条約も同じ年に失効しました

（代わりにアメリカは同年、「台湾関係法」を制定）。

しかし、この地図から台湾を除いた日本と韓国との領土には、依然として「アメリカが